別表六の二（八）　記載要領

この表は、連結法人が租税特別措置法第68条の９第７項（試験研究を行った場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合に記載すること。

別表六の二（八）　特別試験研究費に係る法人税額の特別控除に関する明細書

連結事業年度	・　・ ・　・	法人名	

特定税額控除規定の適用可否 （別表六の二(四)「3」、「7」若しくは「10」の要件のいずれかに該当する場合又は連結親法人が中小連結親法人に該当する連結法人である場合）		可			
特別試験研究費の額の合計額 （別表六の二(八)付表「2」）	1	円	特別研究税額控除限度額 (6)＋(7)＋(8)	9	円
控除対象済特別試験研究費の額の合計額 （別表六の二(五)「3」又は(別表六の二(六)「3」）	2		調整前連結税額 （別表一の二「2」）	10	
差引対象特別試験研究費の額 (1)－(2)	3		当期税額基準額 (10)×$\frac{10}{100}$	11	
同上のうち税額控除割合が30％である試験研究に係る特別試験研究費の額 ((3)と別表六の二(八)付表「3」のうち少ない金額）	4				
(3)のうち税額控除割合が25％である試験研究に係る特別試験研究費の額 (((3)－(4))と別表六の二(八)付表「4」のうち少ない金額）	5		当期税額控除可能額 ((9)と(11)のうち少ない金額）	12	
税額控除割合が30％である試験研究に係る特別研究税額控除限度額 (4)×$\frac{30}{100}$	6				
税額控除割合が25％である試験研究に係る特別研究税額控除限度額 (5)×$\frac{25}{100}$	7		調整前連結税額超過構成額 （別表六の二(三)「7の③」）	13	
(6)及び(7)の試験研究以外の試験研究に係る特別研究税額控除限度額 ((3)－(4)－(5))×$\frac{20}{100}$	8		法人税額の特別控除額 (12)－(13)	14	

（用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４）